

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（保育園現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成22年8月13日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫

記

1 監査の実施日

平成22年7月29日（木）午前10時～

つるが保育園

気比保育園

松原児童館（松原児童クラブ）

2 監査の対象

各保育園及び児童館における平成21年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園及び児童館での現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各保育園及び児童館における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次のとおり一部不適正な事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

（1）滞納処理について

保育料の滞納については、所管課（児童家庭課）とともに今後も積極的に接触し、継続して納付させるように努められたい。

（2）備品・消耗品関係について

備品台帳の品名欄には、物品名しか記入されていないものがあるため、規格・型式も明確に記入すること。

また、備品台帳に消耗品的物品が備品として取り扱われており、所管課（児童家庭課）の指導により各保育園及び児童館の備品管理を統一して整理すること。

納品書に日付けの抜けているもの、検収印のないものがあった。検収時に確認作業を行うこと。

（3）保護者会について

監査の年度が違っており訂正を要する。また、集金袋の取扱いは、押印して取扱者を明確にしておくこと。